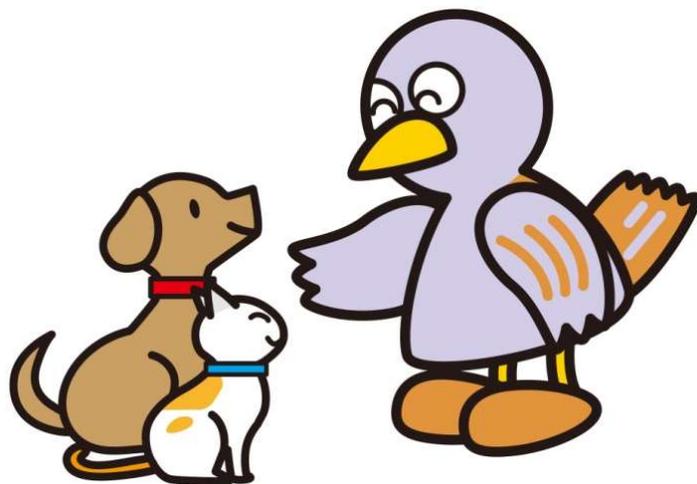


埼玉県動物指導センター 事業概要



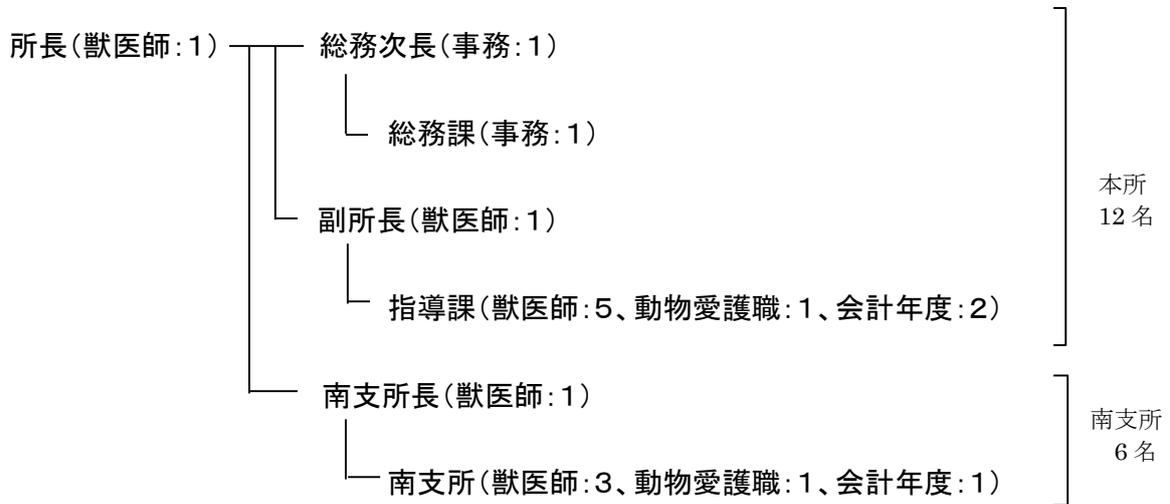
埼玉県マスコット「コバトン」



令和7年度版（R6年度／2024年度実績）

◎ 組織（令和7年4月1日現在）

職員数：18名



◎ 担当区域



◎ 開設から現在まで

1973年（昭和48年）	10月	「埼玉県飼犬指導センター」新設 （本所／浦和支所／川越支所／春日部支所で構成）。 飼犬の指導、保健所収容犬の処分・捕獲応援、犬の狂犬病 病性鑑定などの業務を開始
1978年（昭和53年）	6月	動物の保護及び管理に関する法律（以下「動管法」）第7 条に基づく猫の引取り業務を開始
1981年（昭和56年）	4月	「埼玉県動物指導センター」と改称
1985年（昭和60年）	3月	「動物管理棟」を移設新築（本所）
	8月	「人と動物のふれあい教室」を開始 （現在のどうぶつふれあい教室）
1986年（昭和61年）	2月	「人と動物のふれあい広場」を設置。既設棟の改築によ り「動物指導館」を設置（本所）
1988年（昭和63年）	1月	負傷猫の引取り業務を開始
1992年（平成4年）	4月	浦和支所移設、一般県民を対象とした子犬の譲渡を開始 （本所、浦和支所）
1993年（平成5年）	9月	動管法の「動物愛護週間」の行事を所掌し、「彩の国動物 愛護フェスティバル」を開始
1997年（平成9年）		学術用譲渡を廃止
1998年（平成10年）		一般県民を対象とした成犬譲渡を開始
	10月	負傷動物（野生動物を除く）の収容・応急措置等を開始
1999年（平成11年）	4月	「愛犬のしつけ方教室」を開始
2001年（平成13年）	4月	「命を慈しむ教室」を開始 （現在のどうぶつ愛護教室）
	5月	さいたま市が政令指定都市に移行し、管轄区域外となる
2002年（平成14年）	4月	動物愛護ボランティア連携事業開始
2003年（平成15年）	4月	浦和支所を「南支所」に改称 アニマルセラピーボランティア事業開始 川越市が中核市に移行し、管轄区域外となる
2006年（平成18年）	3月	川越支所と春日部支所を廃止 登録団体への譲渡を開始
2008年（平成20年）	3月	埼玉県動物愛護管理推進計画 策定 （平成20年度～平成29年度）
2011年（平成23年）	3月	「ふれあい譲渡館」を新築（本所）
2015年（平成27年）	3月	埼玉県動物愛護管理推進計画 第一次改定 （平成26年度～平成35年度）
2015年（平成27年）	4月	越谷市が中核市に移行し、管轄区域外となる
2018年（平成30年）	4月	川口市が中核市に移行し、管轄区域外となる
2019年（平成31年）	2月	ミルクボランティア事業開始
2021年（令和3年）	3月	埼玉県動物愛護管理推進計画 第二次改定

◎ 施設概要

☆ 本所（熊谷市）：昭和48年10月開設 8,230㎡



事務所・検査棟



動物指導館



動物管理棟



動物飼育舎



ふれあい広場



ふれあい
譲渡館

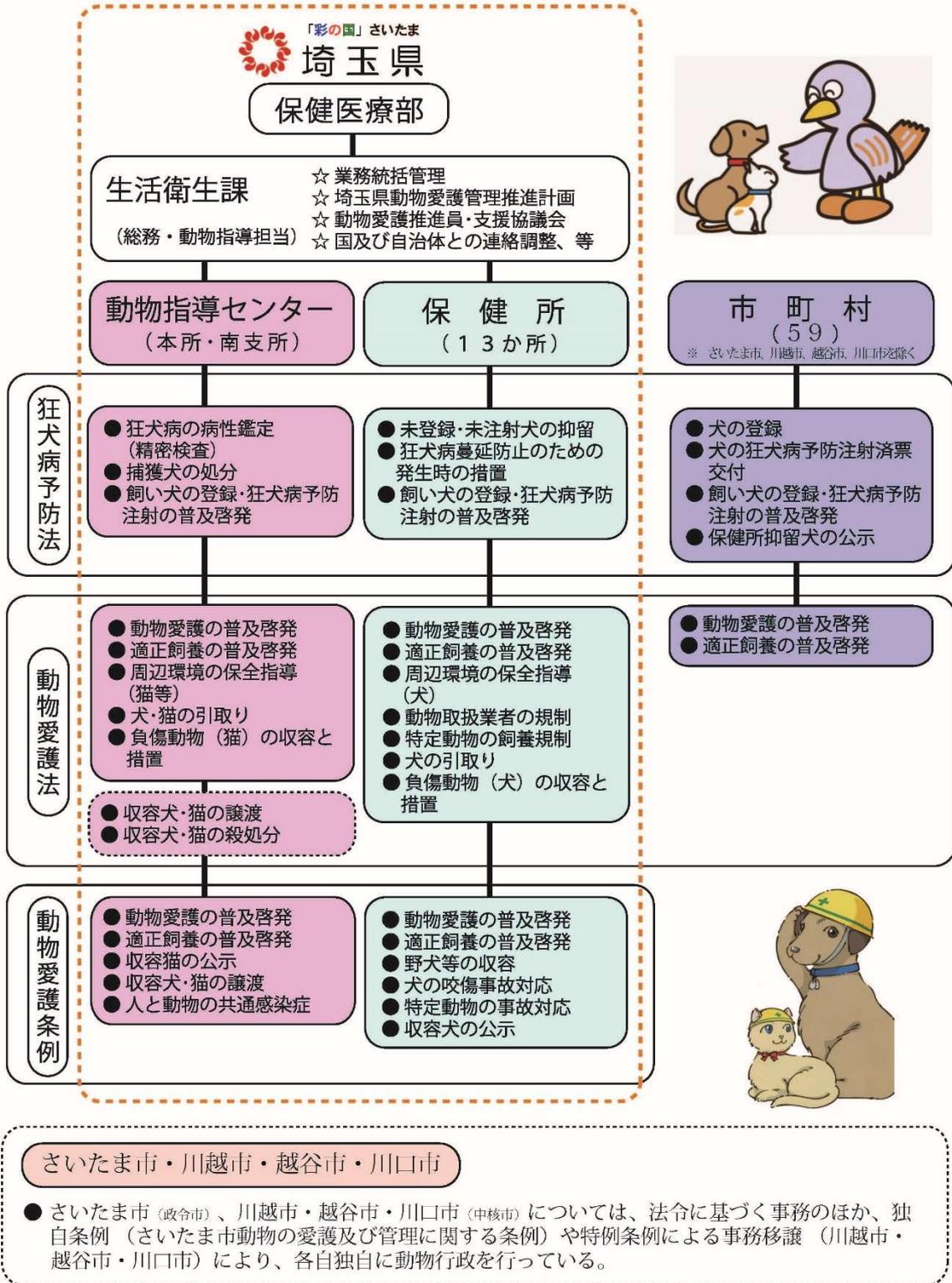
☆南支所（さいたま市）：平成4年4月移設 1,391㎡



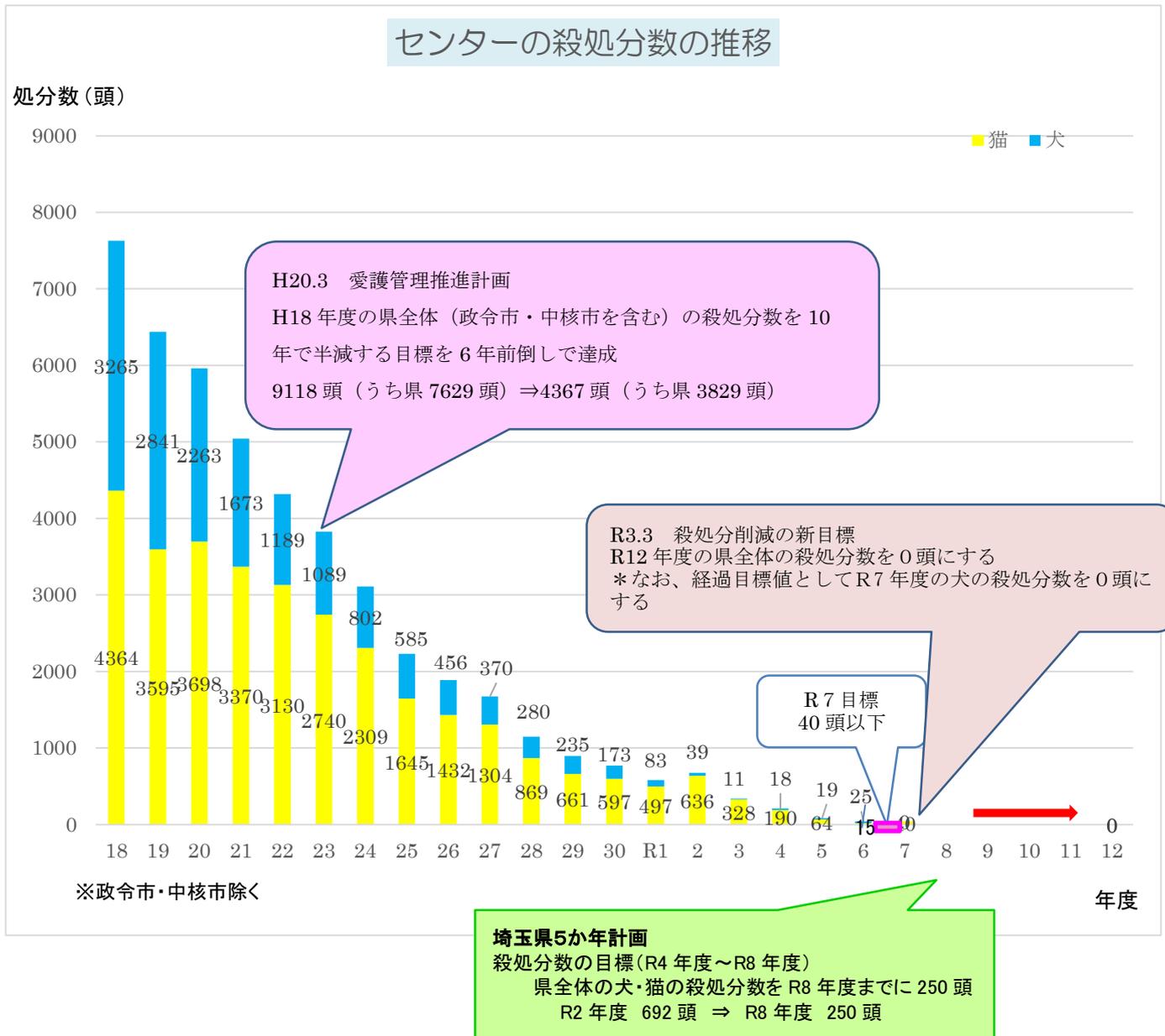
- 事務室
- 視聴覚室
- 検査・処置室
- 動物収容室
- 相談室
- ふれあい広場

◎ 埼玉県の動物行政

～ 埼玉県の動物愛護管理行政概念図 ～

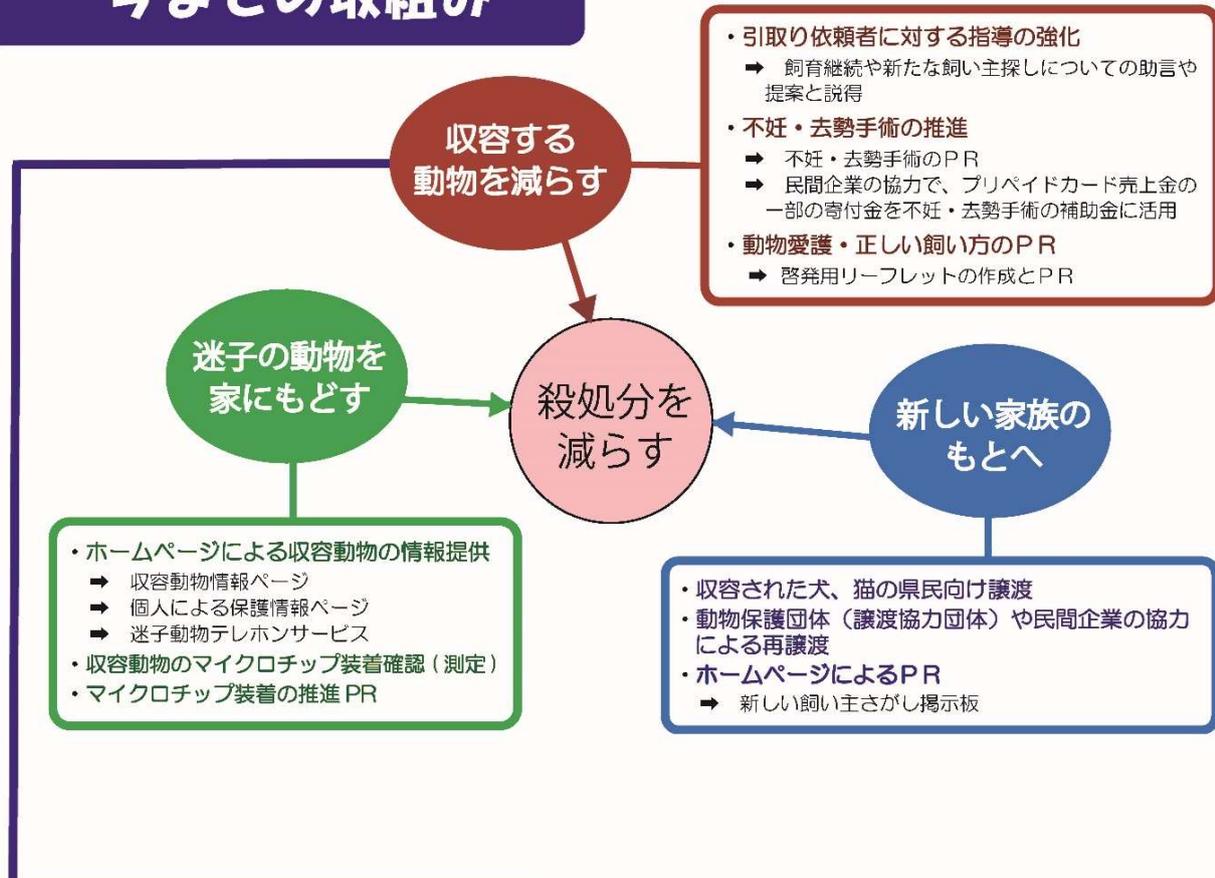


◎ 埼玉県動物指導センターの目標

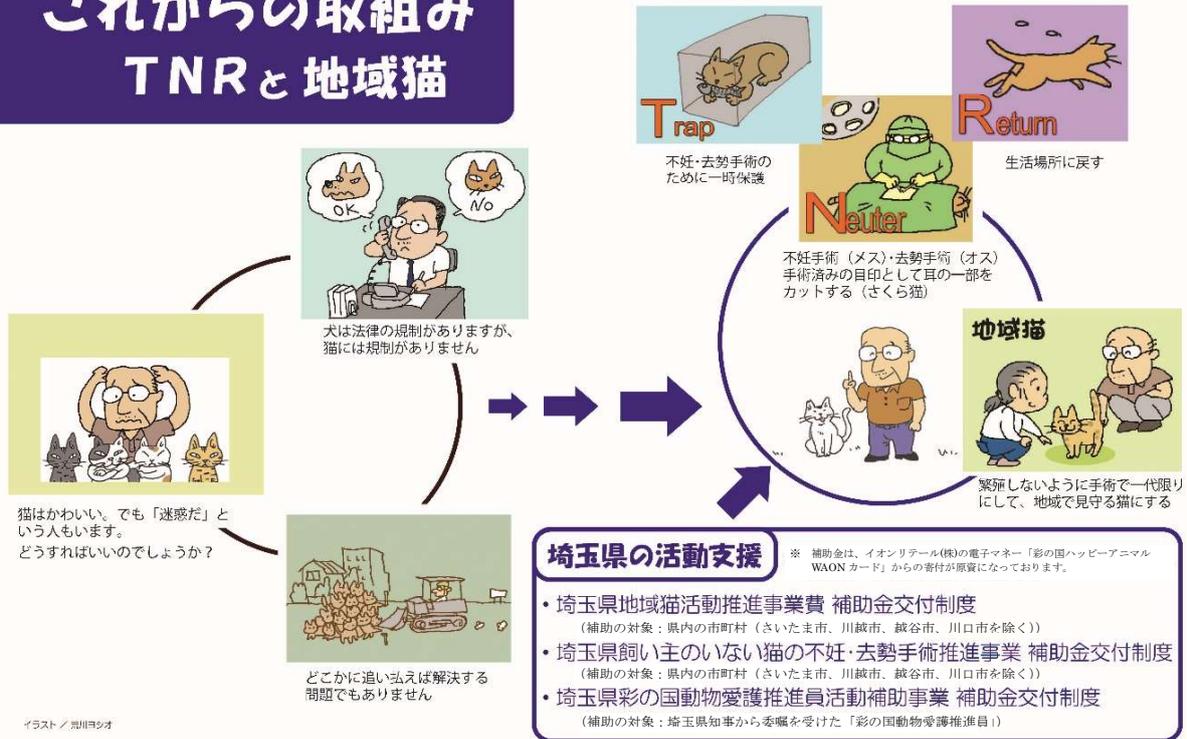


犬・猫収容数の変遷についてはP18、P19ご参照ください。

今までの取り組み



これからの取り組み TNRと地域猫



◎ 埼玉県動物指導センターの業務説明

■ 猫（一部犬も）の引き取り

飼い主がどうしても飼えなくなり、新たなもらい手も見つからない猫などの窓口引き取りを行っています。

また、交通事故や病気などで動けなくなっている猫の収容を行っています。



1 猫の引取り状況（負傷猫を含む。さいたま市、川越市、越谷市、川口市の区域を除く）

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年比 (%)
収容猫総数	1,113	817	758	550	535	97.3
内 成猫	397	347	233	189	249	131.7
訳 子猫	716	470	525	361	286	79.2
飼養放棄猫	348	416	257	133	180	135.3
内 成猫	216	270	163	89	125	140.4
訳 子猫	132	146	94	44	55	125.0
所有者不明猫	765	401	501	417	355	85.1
内 成猫	181	77	70	100	124	124
訳 子猫	584	324	431	317	231	72.9

【負傷猫の収容状況（再掲：さいたま市、川越市、越谷市、川口市の区域を除く）】

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年比 (%)
収容負傷猫数	150	115	192	118	88	74.6
内 成猫	94	66	65	69	54	78.3
訳 子猫	56	49	127	49	34	69.4
内 持込	17	21	24	18	24	133.3
訳 現地収容	133	94	168	100	64	64.0

2 犬の引取り状況

ア センター窓口引取り頭数

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
窓口引取犬数	0	2	0	0	0
内 成犬	0	2	0	0	0
訳 子犬	0	0	0	0	0

※ 埼玉県では、犬の捕獲・引き取り・収容は、原則として各保健所の業務です。

イ 保健所からの収容致犬総数（川越市、越谷市(H27～)、川口市（H30～）受託分を除く）

年度 項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年比 (%)
収容犬総数		215	312	146	150	317	211.3
内 訳	成犬	196	285	145	139	278	200.0
	子犬	19	27	1	11	39	354.5

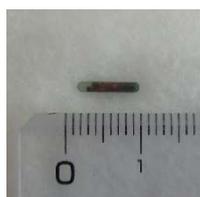
■ 犬や猫の飼養管理

動物指導センターに収容された猫の返還や殺処分までの飼養管理、譲渡用犬・猫の譲渡までの飼養管理（ワクチン接種や駆虫薬投薬、マイクロチップの挿入など）を行っています。

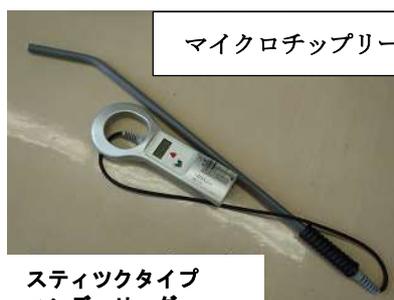
【令和7年3月31日現在のマイクロチップ情報登録数※】

	犬	猫	合計
埼玉県	95,008	45,886	140,894
全国	1,363,856	555,112	1,918,968

※ 令和4年6月以降、指定登録機関のデータベースに情報登録された数



マイクロチップ



スティックタイプ
ハンディリーダー



ハンディタイプ

■ 収容猫の返還

動物指導センターに収容された所有者不明の猫については、マイクロチップの有無をマイクロチップリーダー（読み取り機）で確認します。

マイクロチップが入っていない場合は、3日間の公示を行うとともに、ホームページに掲載し、飼い主が現れるのを待ちます。

マイクロチップの情報から飼い主が判明した場合や、公示やホームページを見て飼い主から連絡があった場合は、収容された猫を飼い主に返還しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
猫の返還（※1）	5	3	4	5	6
犬の返送等（※2）	3	4	6	3	2

※1 飼い主から引き取った猫を、飼い主に返還した数を含んでいます。

※2 所有者に返還するための保健所への返送等

埼玉県では、犬の返還事務は原則として各保健所の担当業務です。

■ 犬や猫の動物保護団体等の登録

動物指導センターに収容された犬や猫の多くは、新しい飼い主の方への譲渡に協力していただける動物保護団体や民間企業、学校法人などに譲渡しています。（動物指導センターの登録が必要：「登録団体」）

登録に際しては、講習会を受講していただき、譲渡を適切に行うことができる団体であるかどうか、書類審査及び施設調査を行っています。

【令和7年3月31日現在の登録団体数】

動物保護団体等	50
民間企業	1
学校法人	1
合計	52

■ 収容犬・猫の譲渡

保健所に収容された犬や動物指導センターに収容された猫のうち、飼い主が見つからなかった犬・猫で譲渡可能なものは、新しい飼い主や登録団体へ譲渡を行っています。



1 犬の譲渡

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年比 (%)	対収容数比 (%)
譲渡犬数		157	292	115	129	291	225.6	91.8
内訳	成犬	142	266	114	118	253	214.4	91.0
	子犬	15	26	1	11	38	345.5	97.4

2 猫の譲渡

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年比 (%)	対収容数比 (%)
譲渡猫数		426	436	532	430	473	110	88.4
内訳	成猫	97	134	83	90	203	225.6	81.5
	子猫	329	302	449	340	270	79.4	94.4

3 登録団体譲渡会の開催

譲渡促進のため、令和2年度以降、センターの施設を譲渡会会場として開放し、登録団体譲渡会を開催しています。

【令和6年度登録団体譲渡会の実施状況】

開催場所	実施回数	来場者数	参加団体数	備考
本所	2	412	9	土曜日の開催
南支所	2	80	6	土曜日の開催
計	4	492	15	



登録団体譲渡会

■ 犬や猫の殺処分

保健所に収容された犬や動物指導センターに収容された猫のうち、公示期間中に飼い主が判明せずに返還できなかつたり、新しい飼い主や登録団体へ譲渡できなかった犬・猫は殺処分せざるを得ない場合があります。

これらの殺処分を減らすことは、動物指導センターの大きな目標です。



1 致死処分犬内訳（川越市、越谷市(H27～)、川口市（H30～）受託分を除く）

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年比(%)	対収容数比(%)
致死処分犬数		39	11	18	19	25	131.6	7.9
内訳	成犬	39	11	18	19	25	131.6	9.0
	子犬	0	0	0	0	0	0	0

2 致死処分猫内訳（川越市、越谷市(H27～)、川口市（H30～）受託分を除く）

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年比(%)	対収容数比(%)
致死処分猫数		636	328	190	64	15	23.4	2.8
内訳	成猫	260	188	131	60	12	20.0	5.2
	子猫	376	140	59	4	3	75.0	1.0

■ 犬・猫等の動物に対する苦情・相談

犬や猫などの動物の飼い方相談や猫の苦情について、窓口や電話で相談に応じたり、現地確認・指導などを行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年比(%)
猫	8,434	7,807	7,228	7,215	5,812	80.6
犬	1,188	900	841	832	736	88.5
合計	9,622	8,707	8,069	8,047	6,548	81.4

※ 埼玉県では、犬の苦情相談の受付・対応は、原則として各保健所の担当業務です。



参考： 猫に関する相談内容と件数

項目	年度 総数	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年比 (%)
			7,228	7,215	5,812
飼養管理		185	274	260	94.9
繁殖抑制		224	233	123	52.8
疾病及び予防		62	53	21	39.6
譲り受け希望		499	556	434	78.1
新しい飼い主仲介		214	206	138	67.0
死亡した猫の処理		65	46	25	54.3
捕獲依頼		199	188	148	78.7
飼い猫の引取り依頼		291	318	261	82.1
放し飼い関係		154	185	131	70.8
咬傷事故等		5	4	3	75.0
糞尿関係		569	552	476	86.2
鳴き声関係		50	51	67	131.4
悪臭関係		50	91	66	72.5
財産被害		143	152	123	80.9
多頭飼育		177	176	183	104.0
餌やり		621	496	443	89.3
迷い猫の相談		1,572	1,650	1,527	92.5
野良猫の相談		794	647	570	88.1
捨て猫の相談		125	105	76	72.4
負傷猫の相談		348	381	273	71.7
人畜共通感染症関係 等		881	851	464	54.5

■ 動物愛護の啓発

児童や学生、成人を対象に、命を慈しむ心の醸成や動物愛護の普及を目的として、動物とのふれあいや講習、動物指導センターの業務体験などを通して、動物愛護の啓発を行っています。

【令和6年度実績】

		実施回数	参加人数
どうぶつふれあい教室（幼稚園以下）		0	0
どうぶつ愛護教室	小学校低学年	3	18
	小学校高学年	4	65
	中学校・高等学校	10	264
	一般（大学生以上）	1	31
職場体験	中学生	0	0
	インターンシップ	2	7
個人ふれあい		0	0
施設見学・業務視察		21	117
合 計		41	502

※ 例年、動物指導センターでは「彩の国さいたま動物愛護フェスティバル」を実施しています。令和5年度は春日部商工まつりと県民の日施設公開事業において動物愛護フェスティバルを開催しました。令和6年度は加須市合併15周年記念事業の一つとして動物愛護フェスティバルを開催しました（令和6年の来場者数 700名）。



施設見学



どうぶつ愛護教室



フェスティバル



県民の日施設公開事業「どうぶつふれあいランド」

■ 動物の正しい飼い方の啓発

犬や猫などを飼っている方やこれから飼いたい方に、動物の正しい飼い方の啓発や講習を行っています。

【令和6年度実績】

		実施回数	参加人数
犬・猫の譲渡講習会	犬	60	99
	猫	57	131
	計	117	230



譲渡講習会



犬のしつけ方教室



小動物とのふれあい

■ 動物介在活動（AAA：Animal Assisted Activity）

動物指導センター所長から委嘱を受けたボランティアや認定を受けたボランティア活動犬の協力を得て、動物と対象者とのふれあいを通じて、心を豊かにする一助とする活動です。

社会福祉施設、老人保健施設は来所形式での開催や、動物愛護フェスティバル等各種行事においてもふれあい活動を行っています。

	令和2年度	令和3年度※	令和4年度※	令和5年度	令和6年度
実施回数(回)	2	0	0	0	0
参加人数(人)	89	0	0	0	0

※ 新型コロナウイルスによる感染症拡大防止のため、令和3年度及び4年度の動物介在活動は休止しました。



■ ボランティア及びボランティア活動犬の養成

動物指導センター事業に協力していただくボランティアの養成教室や研修会を開催するとともに、ボランティア活動犬の養成教室や認定試験を実施しています。

【令和7年3月31日現在】

センター事業協力ボランティア	94人
① 動物飼育部門（※）	49人
② 動物介在活動部門（※）	45人
③ 普及啓発部門（※）	94人
④ 子猫育成活動部門（※）	25人
ボランティア活動犬	14頭
ボランティア育成子猫（育成数）	16頭

※ 各部門重複あり

【令和6年度実績】

	実施回数	参加人数
ボランティア養成教室・養成講習会	10	16
ボランティア活動犬養成教室	15	160
ボランティア研修会	1	27



動物介在活動部門



養成犬教室

■ 動物由来感染症（人獣共通感染症、ズーノーシス）に関する啓発と調査

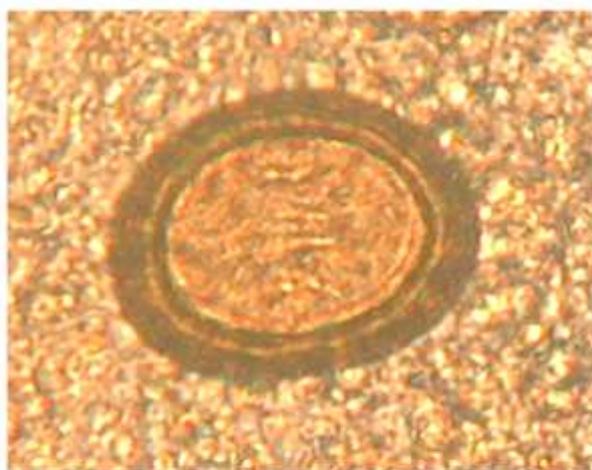
感染症予防のため、動物由来感染症に関する正しい知識や動物との正しい接し方など県民への啓発を行っています。

また、収容された犬や猫に関する動物由来感染症の調査、研究発表も行っています。

【令和6年度実績】

項目	動物	実施回数
狂犬病鑑定	犬	1
内部寄生虫検査（糞便検査）	犬	280
	猫	344
	計	624
細菌検査	犬	48
	猫	0
	計	48
抗体検査（血液検査）	犬	82
	猫	203
	計	285
解剖検査	犬	2
	猫	1
	計	3
合計		961

◎ 平成17年6月の調査において、動物指導センター収容犬の糞便から本州で初めてエキノкокクス（多包条虫）／4類感染症 が検出されました。



エキノкокクス（多包条虫）

Echinococcus multilocularis の虫卵

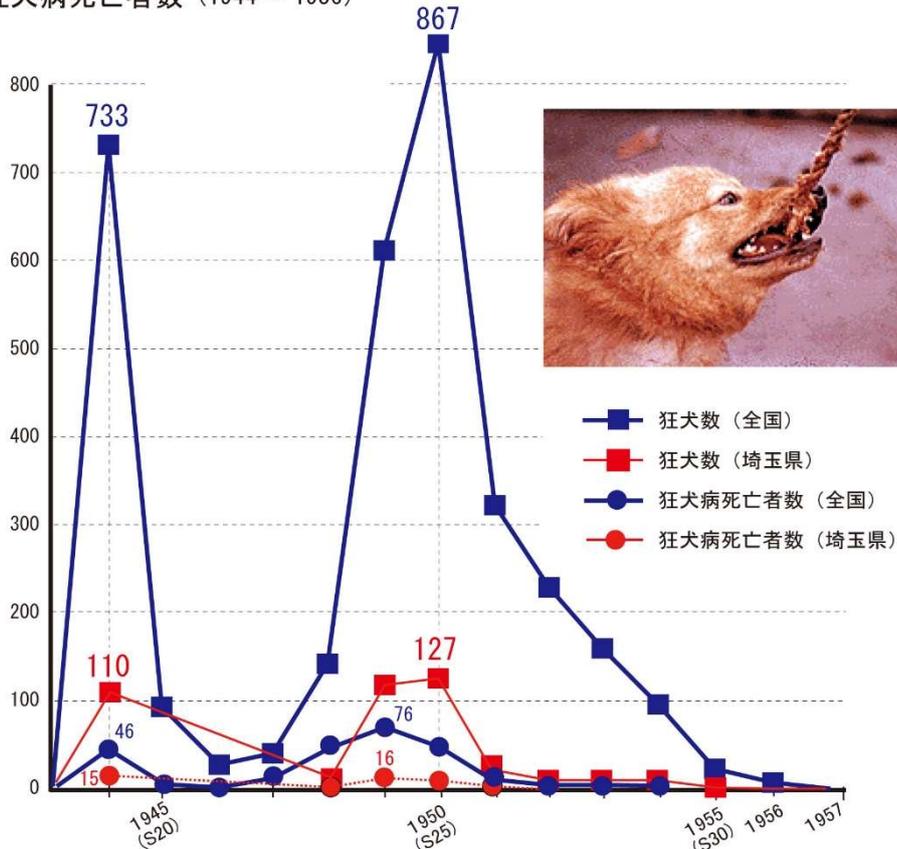
撮影：埼玉県衛生研究所

■ 狂犬病の発生（埼玉県・全国）

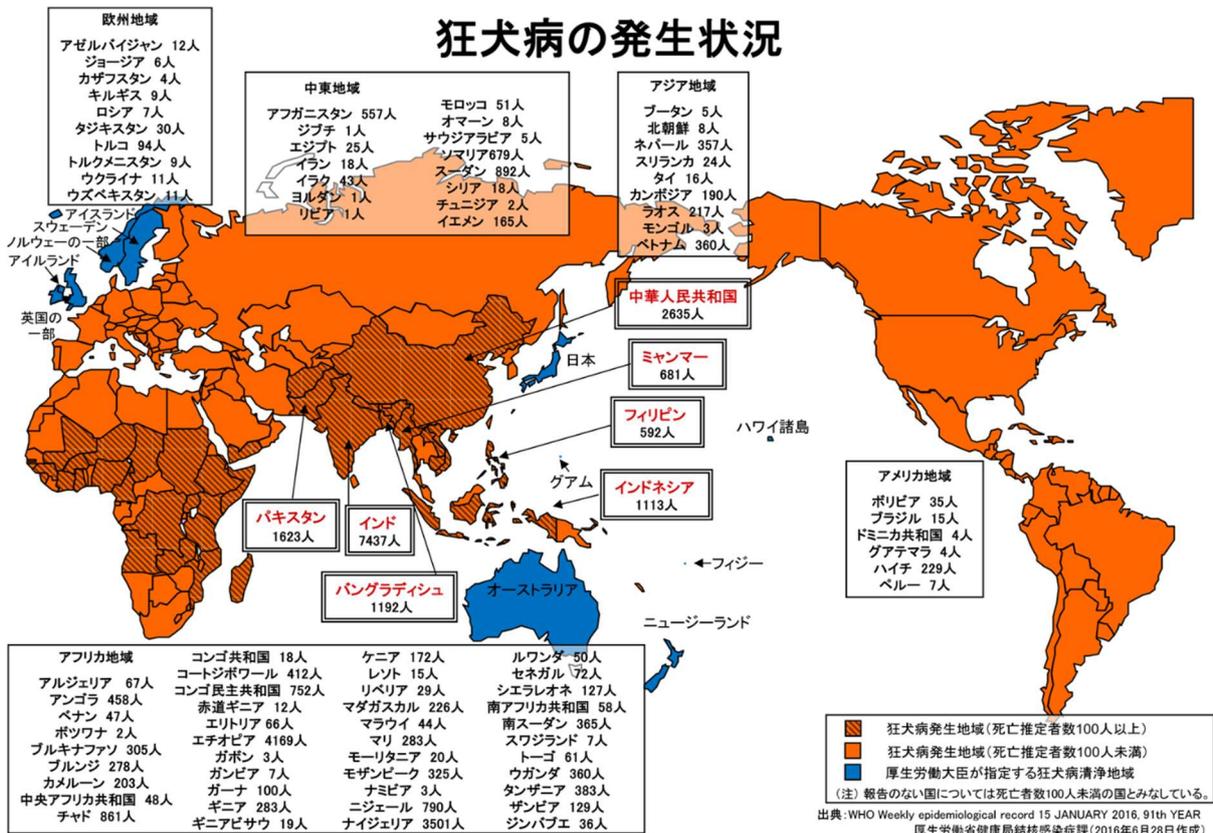
年	犬の狂犬病 (件)		人の狂犬病 (件)		年	犬の狂犬病 (件)		人の狂犬病 (件)	
	全 国	埼 玉 県	全 国	埼 玉 県		全 国	埼 玉 県	全 国	埼 玉 県
大正元	693	21	83	1	昭和				
2	738	50	37	3	13	6			
3	1,374	39	135	1	14	4			
4	1,336	20	38		15	3			
5	714	18	32		16	15			
6	689	33	18		17	4			
7	1,048	35	58		18	1			
8	876	49	74	1	19	733	110	46	15
9	504	9	48		20	94	不明	1	
10	910	38	54		21	24	不明	1	
11	1,016	69	79	2	22	37	不明	17	
12	2,644	14	174	1	23	141	犬 20.馬 3.牛 1	45	2
13	3,205	30	235		24	614	犬 121.猫 4.馬 1.牛 2	76	16
14	3,036	80	143	2	25	867	犬 127.猫 7.馬 2.山羊 2	54	11
15	1,799	30	80	2	26	319	犬 24.牛 1	12	1
昭和元					27	232		6	4
2	986	4	30		28	176	犬 24.山羊 1		3
3	439		22		29	98		11	1
4	172		6		30	23		1	
5	65		3		31	6			1
6	44		1		— 昭和 32 年*～平成 17 年は未発生 —				
7	63				*昭和 32 年に猫の狂犬病は 1 件発生あり				
8	21				平成				2
9	11				— 平成 19 年 ～ 令和元年は未発生 —				
10	11		1		令和				1
11	3				— 令和 3 年 ～ 令和 6 年は未発生 —				
12	5								

- データは ① 厚生省・(社)日本獣医師会・狂犬病予防法施行 20 周年記念紙「狂犬病予防について」
 ② 昭和 28 年 4 月埼玉県衛生部公衆衛生課「埼玉県狂犬病発生流行誌」
 ③ 埼玉県統計年鑑「昭和 28 年、昭和 29 年、昭和 30 年」から引用
 ④ 平成 18 年及び令和 2 年の発症例は海外における感染による発症例

狂犬数と狂犬病死亡者数 (1944 ~ 1956)



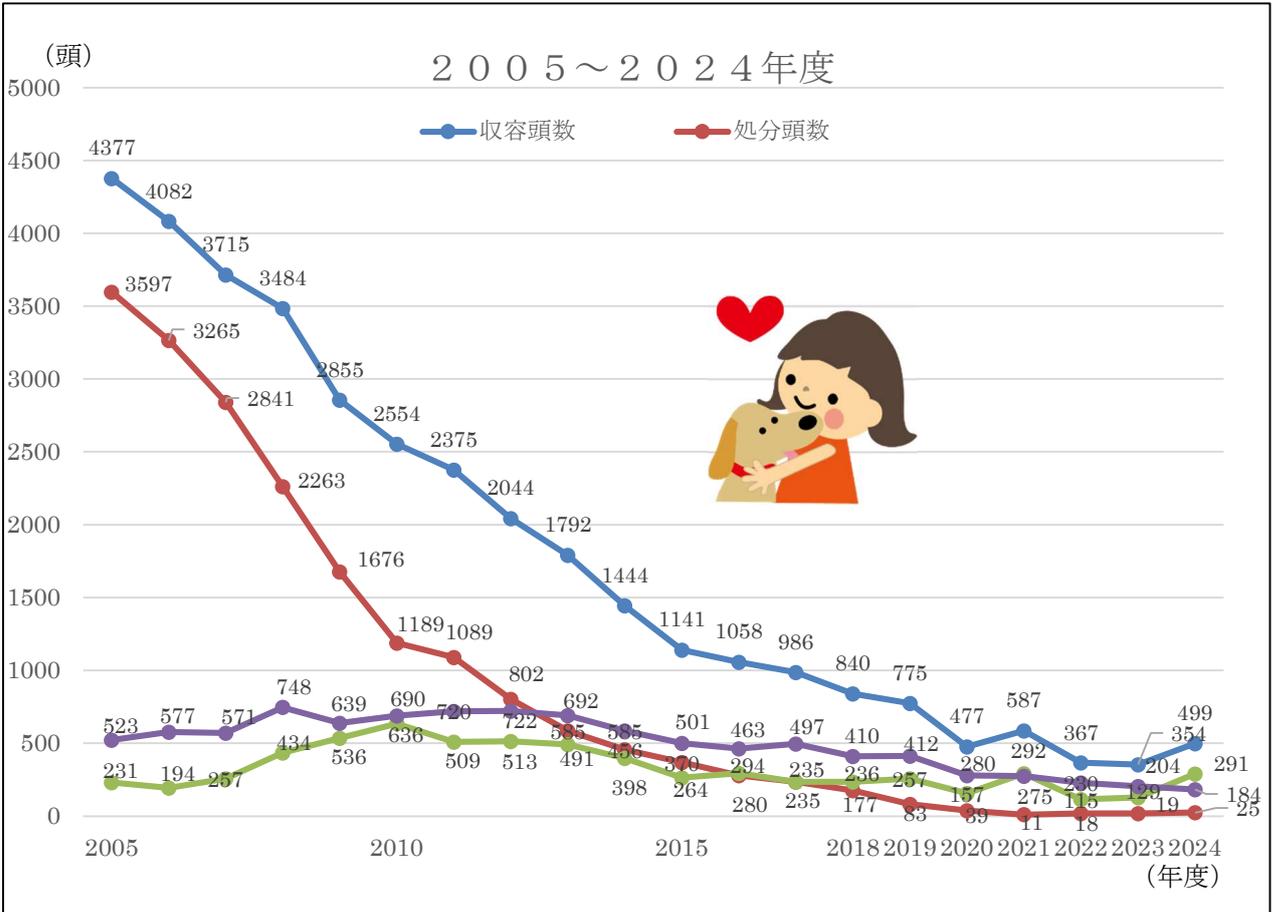
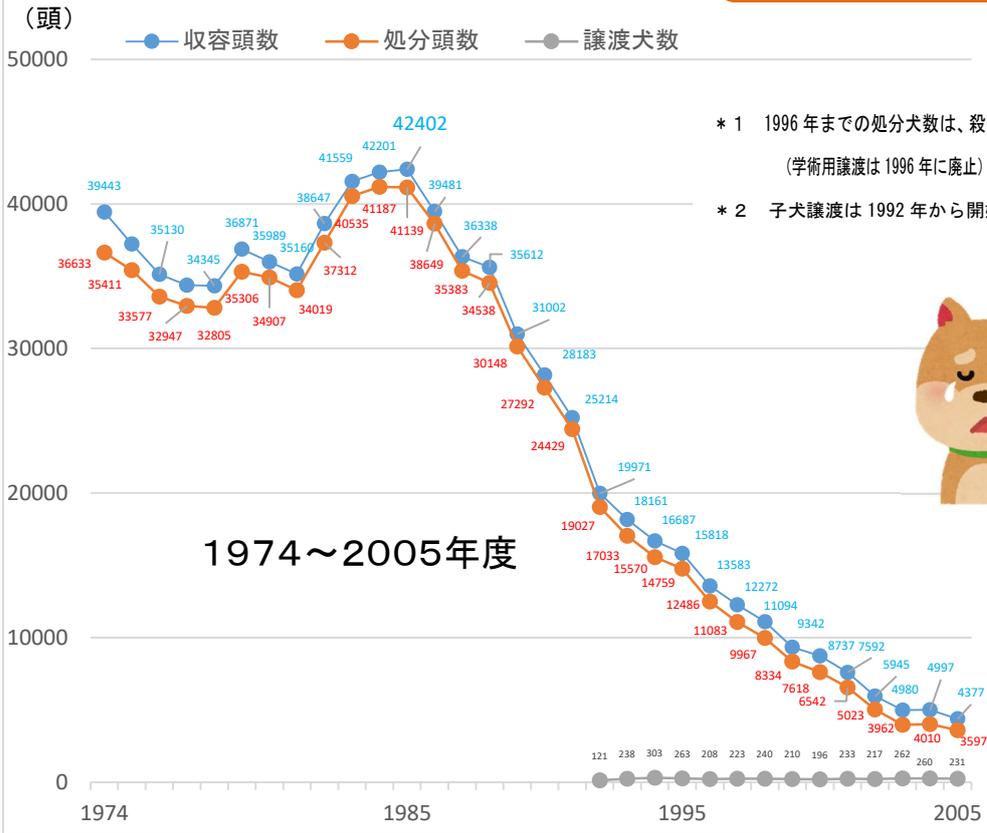
狂犬病の発生状況



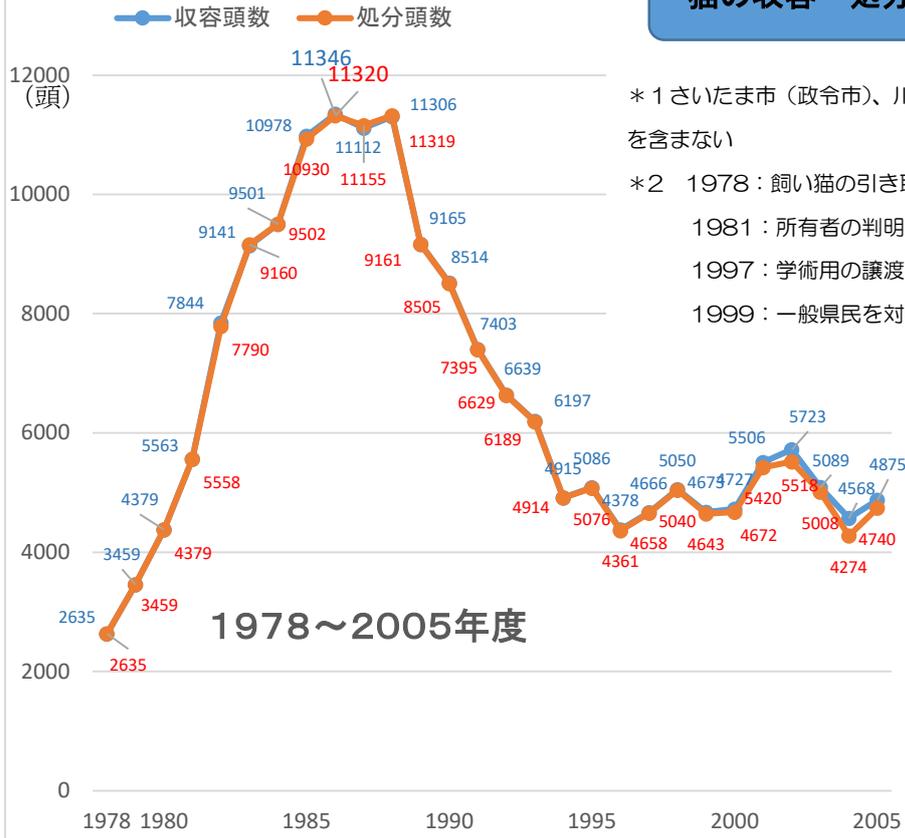
出典: WHO Weekly epidemiological record 15 JANUARY 2016, 91th YEAR
厚生労働省健康局結核感染症課 (2016年6月28日作成)

◎資料

犬の収容・処分数等の推移



猫の收容・処分数等の推移



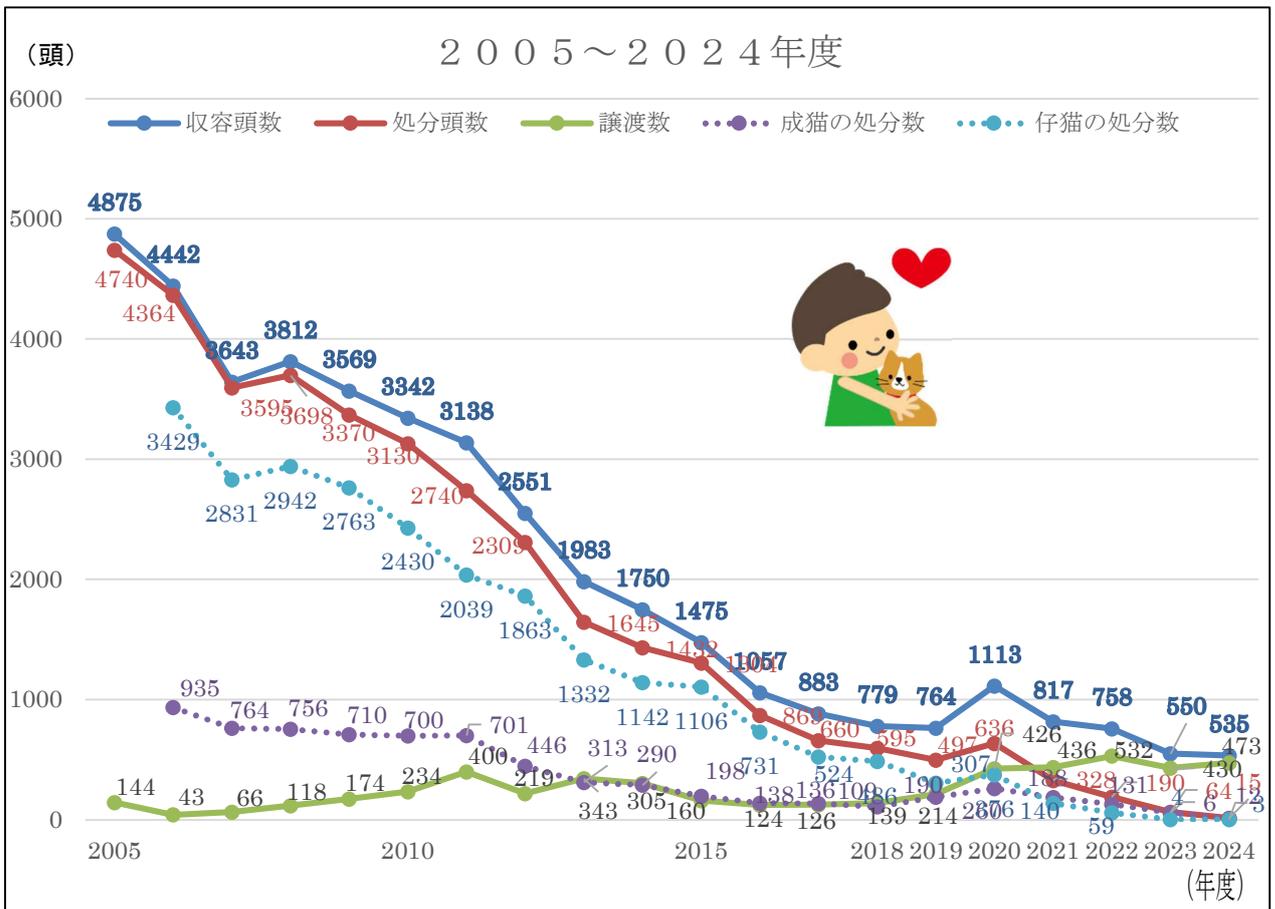
*1 さいたま市（政令市）、川越市・越谷市・川口市（中核市）を含まない

*2 1978：飼い猫の引き取りを開始

1981：所有者の判明しない猫の引取を開始

1997：学術用の譲渡を廃止

1999：一般県民を対象とした猫の譲渡を開始





- 埼玉県動物指導センター
〒360-0105 埼玉県熊谷市板井123
TEL 048-536-2465
メール k362465@pref.saitama.lg.jp

- 埼玉県動物指導センター 南支所
〒338-0813 さいたま市桜区在家473
TEL 048-855-0484
メール k36246a@pref.saitama.lg.jp